

# 千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会 議事録

## 1 日時

平成29年3月21日（火） 午後1時から午後5時15分まで

## 2 場所

千葉県庁本庁舎1階 多目的ホール

## 3 出席者

(1) 委員（総数6名中6名）

佐藤委員 村山委員 大屋委員 早坂委員 金子委員 三島委員

(2) 県

古屋障害福祉課長ほか

(3) 千葉県社会福祉事業団

相馬理事長、渡辺養育園施設長、朝倉事務局長

## 4 会議次第

(1) 開会

(2) 議題

① 報告事項

ア 千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しの進捗について

イ 平成28年度末までの見直しの進捗の評価（案）

② その他

(3) 閉会

## 5 議事における主な意見及び質疑応答

議事録署名人 三島委員、金子委員

(1) 報告事項

ア 千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しの進捗について

イ 平成28年度末までの見直しの進捗の評価（案）

### ○参考資料1～3について説明

〈委員討議なし〉

### ○資料1-1、1-2について説明

〈委員討議〉

（佐藤座長）

この資料1-2というのは、文書としては古川更生園施設長がお作りになったということですね？今、事務局並びに事業団の方から資料1-1と1-2に基づいて、事業団、更生園の状況と養育園の状況についてお話がありました。特に資料1-2はセンターに、三島委員と村山委員が訪問されたときの質問事項に対するお答えであると理解しています。それでよろしいですね？

### (三島委員)

僕は2年間、袖ヶ浦福祉センターで様々な改革努力がなされてきたと考えておりまして、先日抜き打ちということで、利用者の生活が本当に改善したのかどうか、どういう風に改善したのかという視点で、更生園で強度行動障害の方の支援実態を1月に確認に行きました。その実態というのは僕も文書にしまして、本日配付される文書に書いてあると思いますが、外出もなかなかできない。こちらにも書いてありますが、課外活動というのは大体週に0から1回程度と書いてありますよね、つまりなかなか散歩もできない生活、なかなか外出もできない生活をしている訳ですね。それに非常に驚いて、施設に閉じ込められているなという印象がありました。それから日中の支援も、どういうことをやっているのか見たのですけれど、午前1時間やっていて、午後20分と20分で1時間弱の室内課題ということで終わって、午後2時から早くもおやつ、2時30分に生活寮に帰って、それから特にやることもなく5時30分に夕食が終わるということで、それまで何もすることがない。お風呂は30分くらい入るそうですが、大部屋に他の利用者と、ただ側に座っているだけの毎日で、食事も、窓がなくて真っ暗い部屋で電気を付けて食べているというような状況で、僕は驚いた訳です。これは例の、アメリカに煉獄のクリスマスという写真集がありますが、それと変わらないような状況で、人権感覚が進んだイギリスでは、インスティチュショナル・ネグレクトと言いまして、施設でもネグレクトという概念がちゃんと確立してましてですね、イギリスでは実際に週に5時間くらいしか外出させないということで、それが虐待だということで施設が閉鎖となった訳です。その文脈からしてみますと、同じ施設内ネグレクトというのは袖ヶ浦福祉センターでは今もあるのかなというように見ることもできるかと思いました。そんなことで僕も、当日視察が終わった後、施設長に質問してまいりました。外出できないこと、つまり施設の中に囲い込んでしまうと外出できない、おそらく日常生活は生活寮と作業棟の間を行き来しているだけなのかと思ったんですけど、外の空気を吸うというのは通路を通るときだけじゃないかと思ったのですが、そう考えると日中活動が非常に貧困な訳です。こういうことに対してどう考えたら良いかですが、虐待が起きないようにするには、組織のトップが物事をどう考えているかというのは非常に重要なポイントなので、更生園の施設長さんに聞いてみました。つまり1番目が、こうした現状を良しとしているのかどうか、これを聞かなければならなかったので確認させてもらいました。今日はここに実態や改善策が書いてありますが、施設長さんに代わって、申し訳ありませんが理事長に日常生活の過ごし方とか、外出ができないような状況を、現状良しとしているのかを聞きたいと思うのですが。簡単をお願いします。

### (事業団)

現状については、決して良しと考えている訳ではございませんし、着任以来、職員の方

には気付きという部分で、おかしいということに気付いてそれを形で変えていくための努力をしなければならないということをずっとずっと話してまいりました。ただ、何をどう変えたら良いのかというところのメニューが、職員の中で十分に備わっていないという事実があったかと思います。ですからその部分を、他の様々な社会福祉法人の視察や研修を通して、見て覚える、見て学ぶという機会を増やすことで取り組んできたところです。

(佐藤座長)

私から、今後の方針についてというよりも、今日出ている県の資料の1-1と1-2を見比べて、ちょっと確認をしたいところがあるのですが、県の方では更生園については前年度よりも外出の機会は増えているという、まあプラス評価になっているのですが、1-2を見ますと、今ご指摘がありましたように園内ですら週に1回しか建物の外に出ない。それで戸外についてはですね、月に1回ですかね、園外におやつを買いに行くのが月に1回だということ。これが現状で、それが前年度より改善されたんだという評価を県がしているとすると、前年度は一体どういう暮らしをしていたんですかね、ここは？全然出なかったんですか？

(事務局)

前年度の外出の状況についてです。ちょっと先の方になるのですが、資料3にある今年度の外出の状況等で書いているところです。外出の機会自体は増えているところなのですが、元々の外出の機会がそう多くないということ。前年度の評価では増えていますので、引き続きまた今年度も増えています。それに沿った形となっていないというような認識は持っているんですけども、前回より増えたということで、そのことの評価はしていますが、1ページのところでは外出の機会はさらに確保するように努めることというような意見を出しているところです。

(佐藤座長)

今おっしゃられたのは全体ですよ？ さつき寮については前年度はこれが良かったという評価ですか？ それとも前年度はこんなものだったということですか？

(事務局)

すみません、個別の評価はなかなか難しいのですが、全体としてはそういったところです。

(佐藤座長)

全体の外出の機会が増えているというのは何によってチェックされたのかということを知りたいのですが、記録だと思うんですけども、その記録を見たときに実際に外出しているという保証はあるのですか？ 記録で外出になっていても、外出ではないということがあり得るのですが。

(事務局)

個別個別に確認することはなかなか難しいので、書面上の調査で確認させていただいた結果というところです。

(佐藤座長)

外部の人間が見た訳ではないので、記録上そういう風になっているというお話ですよ。それから、2月から休日プログラムを見直してなど、2月からいろいろ変わられたということなのですが、これはなぜ2月から変えられたということなのでしょう？施設長が今日は欠席されていますので理事長にお聞きするのですが、わからないと言われればそれまでなのですが。

(事業団)

1月の視察の後、ご指摘いただいた内容については私の方にも報告を受けていたところ。それ以前からも取組みはしてはいましたが、なかなかそれが具体化するのに時間を要していたというところです。また委員から、ご指摘いただいた内容について報告をするようにということもありましてですね、施設長の方でいろいろ対応してきたというのが事実です。

(佐藤座長)

遅いかや早いかについては申し上げていないので、事業団さんがやられたということなら良いのですけれども、これは委員の指摘を受けてこういう風に改善されたということですね？

(事業団)

そういうことではございません。ただ、施設長にしましても私にしましても、そういうご指摘をいただいたということ、やはり取組自体をもっとすぐにやらなければならないということで、感じているところです。

(佐藤座長)

取り組まれたということであれば、委員が行ってそのことも言っていた訳なので、回答がほしいということその日に直接言っていたわけですが、こういう風に取り組まれたならば取り組まれたということで、2月であれば、今日はもう3月の下旬に入ろうとしていますけれども、どうして報告をされなかったのでしょうか？本当は施設長に伺った方がよろしいのですが。

(事業団)

遅れたということになってしまいましたけれども、丁度2月くらいに支援の体制を一部変えてみたんですね。作業の内容を変えてみたりというところもあったものですから、施設長としてはそれらの状況を整理した上で報告という段取りを踏んだものと、私は考えております。

(三島委員)

ですから僕もそういう意味では、正しくこの袖ヶ浦の事件というのは、強度行動障害の支援の場で起きたんですよね？ですから、それは養育園でしたが、今回は更生園の方も、まず一番取り組まなければならないのは、強度行動障害の人たちの生活を見直していくということだと思えるんですけども、その生活が、本当に今も、2年間経っているにもかかわらず、ネグレクトに近いような状況で、本当にこんな状況で良いのかなと疑わせる状況が今も続いている、そういう組織ってどうなのかと僕は思うんですね。そういう意味では、施設長さん一生懸命やってこられたと僕は思うんだけど、なぜこんなに改革が遅れて進まないのか、これはやっぱり事業団というシステムの無理なんじゃないかと思う部分があります。ですから早急にやらなくてはならないと言われたんですね。このグループの少人数化とか、定員を半分にしていくということから、それだってなかなかできていない、おまけにそういう建前の話とは別に、利用者の生活自体も全く虐待に近いような状態が続いているということは、施設長さん、トップの力だけではなくてシステムもそういうことを不可能にしているのではないかと思うんですが、簡単に感想をお願いします。

(事業団)

意思決定の仕組みの問題につきましては、前任の理事長も同じような感じ方をしていたところです。やはり民間の社会福祉法人に比べて、物事を決めるのに時間がかかるということ、いろいろな段取りを踏まなければならないという風なところが、日々の支援の中でも業務の中でも多々あるところですが、それは私としましても、平成29年度を迎えますので、どこまでやれるかわかりませんが、少なくともご指摘いただいているようなスピード感のなさというのは改善していきたいと考えているところです。

(三島委員)

わかりました。

あと2つあります。袖ヶ浦は今でも存在意義の1つとして強度行動障害者の支援、モデル的な支援という話に建前はなっていますが、もしも支援の実態が、このように1日に1時間か2時間くらいちょこちょこ何かやってですね、外も出られない状況で、どうしてこういう人たちが地域の生活ができるようになるのかお聞きしたいんですよ。ですからこの状況というのは、千葉県は本当に袖ヶ浦福祉センターに関しては優秀な人材を集めて、大変なお金もかけて、この強度行動障害の方の支援をするという話になっていますが、この実態ではほとんど意味がないのかな、胸を張ってうちのモデルだったら他の施設も参考にしてくださいというような中身が果たしてあるのかと思いますが、その辺はどう思われますか？

(事業団)

大変厳しいご指摘をいただいているところでございますけれども、平成29年度の事業計画を今策定しているところですが、その中で更生園の施設長が中で筆を執っております。更生園の中でまず職住分離の形を作っていくということ、それから組織の中で地域移行の担当組織を作ることと、日中の作業の担当を作ることと、暮らしと日中の

仕事という、物事の仕分け方を明確にしていこうと、今考えているところです。それからもう1点は、この事業が開始されて13年目を迎えるところですがけれども、私どもとしましても、この中でこの方たちがずっと暮らし続けることを良しとはしておりません。ただ今強度行動障害の方たちが千葉県内の様々な社会福祉法人の協力を得ながら、グループホーム等に移っていただく方が少しずつ増えてはきましたけれども、なかなかその目途も展望もひらけていないのが実態ですので、できれば私どもとしては自分たちの力で、暮らしの仕方を変えていきたいと、そここのところにチャレンジをさせてもらいたいと、その中でご指摘いただいたような様々な課題は解決していくことができるのではないかと考えているところです。

### (三島委員)

それで、僕としてみれば、今までいろいろとやってこられたと思うんですけども、そのモデルがもう2年間経っている訳ですよ？それで3年間のうちにちゃんと改革しなさいと、時間も切って求められている。普通ならばこうした虐待事件を起こしたところは廃止になるのが普通なんですよ。なのに残っている、これは今はモラトリアムで、もう1回頑張ればやれば何とかそれはそっちの方に道を求めても良いのではないかという話ですが、それが今はできていない。つまり僕は思ったのは、失敗したと見た方が良いのではないかと思うんですが、その辺の理事長の見解はどうですか？要するに、コロニー型モデルの、地域から離れた山の中に施設があって、その中に障害を持った人たちが集まっている、地域になかなか出られないというモデルで強度行動障害の人たちの支援をしているというのは、ちょっともう無理なのではないかと思いますが、それについて理事長の見解をお伺いしたいです。

### (事業団)

まず、やはり私としましてはこの先、今まで13年間なかなか変わりようがなかった、そして建物も40年50年経って大変汚れていて、50年前の生活の仕様の中で、この方たちが暮らしていることは良しといたしません。ですからこれは説明会でも職員に話をしていますけれども、この建物はもう使わないんだと、地域で暮らせる仕組みに打って出るんだというところを職員に話しているところでございます。ただ今、現状で、事件以降、私どもはそういう計画を考えてもなかなかそれを具体的に着手する術を持っておりません。そういう見通し、考え方を追い求めつつも、今現在の建物、暮らしの中で暮らさざるを得ない方たちがたくさんいる訳ですので、そここのところの生活改善、支援の改善をご指摘のとおり、取り組んでいかなければならないという風なことで職員の方にも話をしております。それが私の考えです。

### (佐藤座長)

ありがとうございます。理事長は事件の後に着任された施設長であり理事長だということなので、今大変ご助力されていると思うのですが、事件の当時に現場におられた施設長に直接お伺いしたいことがあったのですけれども、今日施設長はご病気で欠席ということなので、仕方がないので理事長にいろいろとつらい質問をさせていただいているのですが、

他意はございませんのでご容赦いただきたいと思えます。

三島委員は今後の方針についてお考えを聞いておりましたけれども、私は事実をききたいと思えます。今三島委員の方から現状はモラトリアムなんだという表現がございましたけれども、そのモラトリアムの中のもうちょっと具体的にお伺いした質問で確認をしたいのですが、今回の袖ヶ浦の事件は2013年に発覚した第2寮の死亡事件を主な内容としていますが、実はその事件の折に県が立ち入り調査をして発見した虐待事件はそれだけではなくて、全部で23名の利用者の方が15名の職員によって虐待を受けていたと、こういうことが確認されています。その中には更生園の虐待事件もいくつかある訳で、その更生園で起きた虐待事件の中身については、特にこの進捗管理委員会ではこれまで聞いておりませんし、その検討もしておりませんが、それがどういう経緯だったのかということをつくつて確認したいのです。1つは、例えば、2名の職員が男性利用者に対して性的虐待をしたということが認定をされています、これは平成18年なのですけれども。その職員さんの1人はお辞めになったそうですが、1人はこのことが確認された2013年にはお辞めになっていないということで、当時の施設長が文書訓告をして、差別なく雇用すると言っていますが、その職員さんが今、更生園に在籍をされておられるのでしょうか？在籍をされているとして、どのような指導をなさっているのでしょうか？それから、平成18年に発生した事件が、平成25年の立ち入り調査まで県が知らなかったというのはどういう事情によるものなのでしょうか？ここのあたりを教えていただけませんか？もちろん、理事長がいらっしゃらなかった時の話なので、お答えしにくいかもしれませんが。

(回答なし)

事件そのものについて認識がありませんか？県のほうからはありませんか？

特に認識がないということであれば結構なのですが、そうするともう一つお伺いしますが、もうちょっと新しいところで、平成23年に男性利用者の方を床に押し倒して、足を椅子の上で押さえるという行動をとったという虐待認定を受けている職員さんが一人いらっしゃいますけれども、この方は現在、更生園にまだ在籍をされているのか、あるいは在籍されているとすれば、どのような指導を更生園の人たちによって受けているのか、このこと自体が県が立ち入り調査をするまで県の知るところではなかったというのはどういう事態なのか、これについてお答えいただけますか？

(事務局)

個別の事案までお答えすることはなかなか難しいのですけれども、すべてこの虐待事件は第三者検証委員会で指摘されているように、見抜くチャンスを県が見逃していたことがすべての原因であるという風に考えております。県の責任としては、こういったことから抜き打ちの調査を実施したりなど、こういったことでこれまでの責任を務めてきたところでございます。以上です。

(佐藤座長)

私が回答を聞きたいのは県からではなくて、これは事業団の中で起きている事件で、しかも当時、県に報告をされておらず平成25年の事件によって初めて確認されたということなので、報告はされていないんだけど発見されて、それは後で監督をしますからと

ということで処理をされていたんですね。だから今伺いをした事件の内容も、施設長が監督をしているのかどうなのかも、職員が在籍しているのかどうなのかもお答えがない訳だから、見てないんじゃないですか？ どうですか？

(事業団)

性的虐待事案につきましては、承知をしているところです。ただ、その当時の職員の名前を、ちょっと私は失念しておりまして、その職員が今現在、どうかについてはちょっとお話することができずにいるところです、大変申し訳ありません。

(佐藤座長)

いえ、事実を確認しただけで、まだ進捗管理委員会が始まってから2年です。こういう事件が確認をされて、しっかりやりましょう、改善しましょうという段階ですから、当然虐待をした職員については、指導・監督が継続をされているはずだと思うんですが、今お答えになっているように、把握できていない。要するに言葉ではその都度その都度いろいろなことをおっしゃるんですけども、結局何もやっていないのではないですかね？ 外出をこれから増やすとおっしゃるんですけども、どうしてそれを信用できるんですか？ 何年も経ってまた同じことをやるんでしょうという風にしか、第三者的には聞こえないんですよ。別に理事長を責めている訳ではなくて、そういうことを繰り返していらっしゃるから。モラトリアムってそういう意味では、見直し進捗管理委員会をやっている間に社会的信用を回復しましょうよという話でやっているんですけども、一向に変わっていないんじゃないですかということです。何を信用して良いかよくわからない。言葉でいくら言われたって、結局やっていない。それを当時、更生園の準管理職だった現施設長に聞きたいと思っていたんですけど今日は病気でご欠席だから、また改めて機会を見てお聞きしたいなという風に思います。

抜き打ち調査をされた他の委員の方、村山委員は何かございますか？

私が今お聞きした事例については、別に私が個人的に知っている事例でも何でもなくて、検証委員会の最終報告書に載っていますから。その経緯、経過について、事後的に何の報告も一度も受けたことはないし聞いたことはないんですけども、今言ったら忘れられている。

(注・事務局説明において、1月23日の抜き打ち調査にご参加いただいた委員を「三島委員と早坂委員」とするべきところを「三島委員と村山委員」という誤った説明をしたことにより、佐藤座長が村山委員に発言を求めたものです。それを受け、村山委員は3月7日に別団体で実施した見学の内容をご発言されました。)

(村山委員)

今日ここにきて、私と千葉県育成会の権利擁護委員会の12名で見学させていただきましたけれども、それが抜き打ち調査という位置づけになっているというのを今初めて知った状況です。抜き打ちでもなく、2、3か月前に日にちを決め、こちらにも障害がある子の親ですので、1日十分に見学できないということで、10時40分くらいから2時ちょっ

と過ぎくらいまでの、本当に短い間でしたが、事件がありました養育園第2寮の生活だったり、日中の活動等、あとは養育園の行動障害のある方の暮らしぶりを見たいということで、お願いをして見させていただいた訳です。私は委員としても立場での抜き打ちという意味合いではなく、普通の親があの中を見学して、どういうことを感じるんだろうかという、いろいろな今までの事件だったり、諸々を知らない人でも何を感じるんだろうかということ、私自身が知りたくて、仲間を誘って見させていただいた訳ですので、抜き打ち視察ということではなく、見学というつもりでした。行ったみんなの感想を、今皆さんに聞いていてどのように形にしてお伝えしようかという、その途中ですのでしっかりしたお伝えはできておりませんが、その場その場で見学しながら皆さんが説明してくださる職員さんにいろいろな質問をしていたということで、そのあたりを施設長さんたちが受け取られたのだなという風を感じています。やはり短時間の見学でしたけれども、まずあの中に入って、やはり環境は、自分の子どもだったらここで暮らすとはとても考えられないというのが一番の素直な印象で、あそこの環境自体がやはり暮らす場ではないというのが一番感じたというか、大きなショックを受けて帰られました。養育園ですけれども、平日でしたので日中の活動でいらっしゃる方はいわゆる加齢児で、学校に行っていない18歳以上の方で、やはり課題活動というのをやっているところを見せていただいたんですけども、やはりその活動自体を日々の暮らしの一つの充実感を得るという活動にはなっていないのではないかという印象だったり、いろいろな細かいところで、できたらシールを貼るだったり、ポイントをもらって、いくつか貯めてやっとならコーラが買えるみたいな、そういう状態を聞いた親は、やはりそこにショックを受ける訳ですね。こういうことをしないとコーラを買えないの、という素朴な感想ですけども、それが本当の、当たり前の感覚だと思うんですね、そういうことを感じるのが。そういう感じが、職員さんにはないのではないかというのがとても寂しいところだったと思うんですね。いろいろ改善という方法をトップの方がいろいろ示したり、職員に提案しても、それが本当にどういう意味で何なのかというのを感じる職員さんが、人を支援する感性になってないのをどう育てていくのかなというのが非常に大きな課題だろうなと感じました。更生園の方でもやはり、大人の方々の支援が、いろいろな事情があってもここにも書かれていましたけれども、行動障害だったりいろいろな誤学習で日中の作業がうまくのれない方々にとって、1からどういうことだったら集中してご本人がそこに気持ちを落ち着かせて取り組めるかというのに工夫した課題学習という風に受け止められますが、ただそれが何年もその状態で来ているというのが違うのではないかとというのが感想ですね。もう少し次へ次へというように、スピードをあげて、ご本人の状況に応じた暮らしの変化を提供していくというのが大事で、例えば日課も、視覚的な支援で今日1日の暮らし方みたいなこととか、視覚的な支援がないんですけども、それを聞くと、もう1日の暮らしは身に付いていてわかっているから、それで流れていくというような答えが返ってきたんですけども、そうではなくて、やはり次は何をしようとか、その人の暮らしの楽しみを提供していくとか、プラスに変化を付けていくとか、そのあたりを、いろいろな工夫をしてやっていくことがご本人にとっても良い訳ですし、職員さんなんかもうそういう工夫をしていかないと日々がだらっと流れる1日が365日過ぎて1年になるみたいな印象を受けました。それから、2月からリサイクルの仕事を開始しましたと書いてありますけれども、あのとき質問したら、3月からという

風に答えていました。見学したのは3月7日だったんですけれども、その場ではそういう仕事をしている状況は見られなかったもので、これは本当に始まってご本人が取り組める状況になっているのかというのは、次にもし見に行く機会がありましたら、確認したいと思っています。ちょっとざっくりした感想でしかないんですけれども、短時間の中で親たちが感じた大まかな感想は以上です。

(佐藤座長)

1月23日とはまた違う機会に行かれたということですね。

(村山委員)

3月に12名で見学に行きました。

(佐藤座長)

そのときに、実は2月にやっているはずが3月になっていたと。外から見に行くと、書いてある話とはずいぶん違う様子が見えてくるようですね。まあ今のは感想ですのでお答えいただかなくても結構なんです。

もう1点、ちょっとどうしても確認したいことがあります。更生園の、県の方で評価できるとしたことの3つ目のところに、PDCAサイクルが確立されているという表現がありまして、これは外部から研修で講師を招いて、その人に相談して、職員さんがいろいろと自分の支援の方法を、困っていることを聞いて改善している、こういう趣旨かと思うんですが、そういう理解でよろしいですか？そうすると、そこは外部講師が、個々の利用者さんの姿なり、あるいは支援の実際を見て、何かアドバイスをしているという訳ではないのですか？

(事業団)

専門家の方に来ていただきまして、そこで事例という形で、一定期間の支援の経過等をお話ししていただく、あるいは場合によりましては、実際にご本人さんと会ってということをやっているところです。

(佐藤座長)

場合によりましてというのは、全件についてということですか？どういう場合のときに、ご本人さんに会ってもらっているのでしょうか？私が申し上げたいのは、利用者さんの支援の実際を、利用者さんサイドからPDCAサイクル、個々人の障害特性に応じたPDCAサイクルをやっているのか、そうではなくて職員さんが困ってますという風に言うのを聞いて、全体としてこういう風にやったらどうですかみたいなアドバイスをしているのかという、どっちに重きを置いたPDCAサイクルをやっているのかということをお聞きしたいんです。

(事業団)

支援職員に重心を置いた方です。今支援の上で躓いている部分について相談をして、と

いう形になります。

(佐藤座長)

やはりそうですね。だから支援職員の充実というか、資質向上のところに入っている訳ですね。わかりました。

資料の1-1と1-2についてのご説明と質疑応答については、これでよろしいですか。

(金子委員)

既存の事業団さんのシステムということでは、きちんと整理をされていて、システムに則った対応とか記録とかは非常にきちっとされていると、私もモニタリングで伺ったときに確認させていただいたんですが、モニタリングの中で、ちょっと細かいんですが気になったことがあります。私は普段、福祉サービスの苦情解決の仕事をしておりますので、その折に、事業者段階の取組と、事業者段階ではなかなか苦情を申し出ることが難しい、普段サービスを提供している方々には苦情というのは伝えにくい、あるいは障害をお持ちの方が、障害特性によって自分の不満、不平、あるいは意見等を伝えにくい、そういった方々のために、事業者段階の取組を超えた、例えば県段階の取組であるとか、あるいは運用面ですね、運用面で苦情が出ていないから、これで適正なサービスが確保されているんだというのではなくて、例えば利用者さんの声をいかにくみ取っていくのかとか、そういった実践が必要だということは、苦情解決制度の発足当初の平成12年から言われ続けてきている訳ですね。そこで、今回のモニタリングの中で、7月26日に実施された健康福祉センターの指導監査で事業者主催の段階でない他の苦情受付の窓口があるので、そちらについても掲示を勧められたというようなことが出ていたんですね。こういったことというのは平成12年から当たり前のように行われてきたことなのですが、そういった外部の情報がなぜ内部で適切に咀嚼されてこなかったのかというのが、若干疑問に思ったんですね。今の枠組みでの取り組みというのは非常に丁寧で、きちっと記録も残されていて、県への指定管理の協定に基づく改善報告も出されている。ただ中身について、既存の、例えば国で示したガイドラインは、このままではとても機能しないと、そういったことが現場の中で言われていることについて、やはり外からの情報を取り込んで、事業団さんならではの取組にしていくという、運用面での工夫というのが、もしかしたら不十分なところもあったかなと感じたところなんです。それは他の虐待防止委員会、意見利用委員会の取組もそうできて、取組自体は非常に丁寧で、職員さんは支援の現場を通して感じられていることについて、利用者さんの権利ということについて、もうちょっと振り返りながら、きちっと確認をしていく、そういう取組はあるんですが、そもそも利用者さんの暮らしについて、現状どう考えるかということについての踏み込んだ議論というのが、今後の課題なのかなと感じました。私はモニタリングのやりとりで職員さんに非常に一生懸命に対応していただいて、良い視点もたくさんお持ちだったのですが、やはり外部の先進的な取組とか、そういった情報がもしかしたら事業団さんの中にきちっと入ってきていなくて、それが職員さんに伝わってないところも若干あるのかなという感じがしましたので、その点はちょっとお伝えしたいと思います、以上です。

(佐藤座長)

今のは御意見ということによろしいですね。

## ○資料 2 について説明

〈委員討議〉

(三島委員)

地域移行の話は、以前から話題になっており、地域移行推進班も設置されたようですが、規模はどの程度なののでしょうか？人数等、要は本気度が大事だと思うので教えてほしいと思います。

(事業団)

サブマネージャーを兼任として配置を発令しました。兼任なので仕事量の関係もありますが、その者は地域移行の担当として様々な情報をそこに集約しております。その他の関係機関との連絡については、施設長、理事長をはじめ対応していることに関しては以前と変わりありません。

(三島委員)

よくわかりました。兼任について意見なのですが、兼任でも本気で地域移行を進めないとだめだと思います。今までも施設長兼任で地域移行を進めてきたとのことですが、どうして専任の組織を作らないのか個人的には不審に思っています。

## ○資料 3 について説明

〈委員討議〉

(三島委員)

14 ページの強度行動障害者支援実施体制の構築のところで、「(県)」となっていますが、実施主体は袖ヶ浦福祉センターでよろしいでしょうか？

(事務局)

第三者検証委員会の答申では県が実施すること、事業団が実施することがそれぞれあり、それぞれの項目の下に「県」とあるものは県が、「事業団」とあるものは事業団が実施することとされています。強度行動障害者支援実施体制の構築については、特に研修の実施については県が行うこととされているところです。

(三島委員)

研修に対しては、地域での強度行動障害者の支援をメインにしたものなのか、施設内での強度行動障害の支援をメインにしたものか、方向が違うと思いますがどちらでしょうか？もしくは、千葉県の手ヶ浦が主体になるとしたら、過去に虐待死亡事件まで起こしている、とてもできる状況ではないと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか？

(事務局)

強度行動障害者に対する研修については、まず国が強度行動障害者の支援者養成研修を行っていますが、上に記載されている強度行動障害者に対する研修は、県単独で実施している研修です。袖ヶ浦福祉センターの支援員に対してではなく、県内全域を対象としており、対象者が16名、それぞれの各圏域に1人ずつを目安に育成し、育成された研修修了者が各圏域で中核的な人材となっただき、それぞれの地域で強度行動障害者支援に対するノウハウを広めてもらうという形の研修となっています。

(三島委員)

繰り返しのようになってしまいますが、地域での強度行動障害支援を広めようとしているのか、施設側での強度行動障害支援を広めようとしているのか、どちらなのかを伺いたかったんです。この文章だと県内施設の支援と記載されているので、施設側なのかなと心配しているところではありますが。

(事務局)

この研修ですが、県内の障害者支援施設を対象としているところです。この見直し進捗管理委員会でも、地域での日中活動の場所としての生活介護でも研修を受けられるようにと意見を受けたところですので、来年度は、通所の事業所も対象としたいと考えています。

(佐藤座長)

私から一点単純な質問ですが、9ページに開放性の向上という欄がありまして、事業団が行ったことということですが、養育園では作業の自由化の中で、自分の部屋の鍵は自分が管理しているということがありまして、これは非常に進んだ支援だと考えられます。ただし、次のところに不思議なところがありまして、更生園では誰もいないときには鍵を開けているとあります。これは何を意味しているのでしょうか？誰もいないときに鍵を開けるというのが開放性ということでしょうか？かえって危ないのではないのでしょうか。

(事業団)

この文言のとおりで、日中利用者が中にたくさんおられる場合は一時的に入り口を施錠することがあります。できるだけ通常は施錠しないようにと努力しているところでして、実際、施錠が開いているところですよと出ていかれても、別段事故にならなければ良いのかと考えています。そのようなことで、活動等で不在の時は開放しているところです。

(佐藤座長)

確認ですが、誰もいないときに鍵を開けるということが、更生園でいう開放性という理解でよろしいですか？

(事業団)

そこまで限定的には考えていることではございませんし、そのように職員に指導している訳でもございません。

(早坂委員)

普通に考えれば、留守の間に勝手に入り込まれる人の気持ちのほうが問題だと考えます。いないときこそ、本人の部屋が締まっていて、許可があって開けるということではないでしょうか。いないから開けておいていいというのは、ちょっと違和感を覚えます。あくまで感想ですが。

(佐藤座長)

これはコメントなので回答は結構です。

(三島委員)

私もかつて入所施設にいた時に、鍵がどうしても必要だと思っていました。ですがボランティアで地域型の強度行動障害支援へ行っていると、鍵がなくとも平気ということがわかります。何が学ばれるかという、利用者が変わっていくということ。外に飛び出したいという欲求が減っていくのかなと思います。これはコメントですが。

(大屋委員)

すでに出た意見かもしれませんが、5ページの強度行動障害支援の技術が向上するという点について、受講をするということがメインなほうだと思いますが、県の中での強度行動障害の人がたくさん入所しているところに県立施設としての大変な意義があると考えられていて、そこでの技術を上げていくと、それはセンターの方が強度行動障害の研修ができるレベルになればならない。かつては他の施設が非常に貧弱だったということでそういう研修をしていたこともあったと思いますが、それには三島委員がいた弘済学園が多大なご努力をいただいたと思います。その時から事件があったにしろ、それなりの技術はあったと思いますが、やはり相対的に施設内の入所している人にだけ実施しているということが続いているので、レベルが上がっていないと思います。14ページの県の強度行動障害の県単の研修があるが、先ほど三島委員が言ったことに係ると思いますが、今後、袖ヶ浦福祉センターが必須事業に強度行動障害を入るとすると、それに予算がつくとすれば、今いる方を強度行動障害がある中でいかにして地域に移行していたかの実績を作り、それを皆さんに研修するという点でなければ、センターにおいて必須事業でやっているとはいえないのではないのでしょうか。5ページに戻りますが、これから研修を受けますと書いてあるのは、必須事業の県立施設としては、残念に思います。評価の仕方を考えていかなければならないのかなとも思います。もしコメントがあればいただきたいです。

(事業団)

事件がおきる3年程前、当時の更生園の施設長を含め、強度行動障害者の地域での暮らし方を検討しようというチームが立ち上がりました。その時、恐らくそのような検討が具体的な形になっていなかったのですが、形になっていけば、おそらく平成16年度に開始されていた強度行動障害の支援事業は別の展開になっていたのかなと個人的には思います。これから先、センターが目指すべき先は委員の方々がおっしゃられたところにあるだろう

と確信しております。

(佐藤座長)

何度も申し上げますが、事実としては平成16年度からの強度行動障害の支援事業は、3年限定の支援であったのですが、結果は誰一人として実績がなかったということは改めて確認していただきたい。

#### ○資料4、参考資料4、付帯意見について説明

〈委員討議〉

(大屋委員)

この県の資料4の評価の25ページとか、例えば強度行動障害が必須事業だからここにあるので申し上げますけれども、(エ)②にしてもですね、モデル事業を行いましたということですよ？これも支援のあり方検討会で内容を検証しましたと。まあ検証したのでしょけれども、それを踏まえて支援体制構築の検討をまた行うというのが29年度ですよ？この辺が、もちろん間違っている訳ではないですし、これ自体に反対という訳ではないですけども、やはり不十分だと思うんですよ、1つ1つが。何か1つの大きな流れの中の1か所だけとってきて、そこを表現しているということになってしまっていると思うんです。全体の流れという部分に関しては、特にこの強度行動障害については、第5次障害者計画であるとか、今度の更生園の指定管理に関しても、今日は資料として出していないけれども、課長様宛てという名前にして、一応私の意見を申し上げておまして、その内容は今、佐藤座長が書いたものと趣旨は同じような形なんですね。やはり県立施設であるということ、それと強度行動障害を含めた重い人に対する、今いる本人たちの幸せ、ご家族が幸せかはちょっとわかりませんが、いわゆるご本人の幸せ等を考えるとですね、やはりこれは佐藤座長が書いた文言が必要だろうとは思いますが、これはここで議論することではないかもしれませんが、職員の人たちにしても、今後どういう施設としてやっていくのかというのを数年後までにはっきりさせてあげないと落ち着いて働けないと思うんです。ですからもうこういう風になるんだということを、現時点で、期限がどうであるかは微妙ですが、今佐藤座長が説明されたような理由が一番妥当であると思います。私が書いたものとはちょっと期限が違うのですが、このような意見を出して、それを少しでも県の方で反映していただくというのは結構なことではないかと、私は思います。

(佐藤座長)

前の県の方でご用意された年度総括ですね、これを特にどういう風にとかはよろしいですか？

(大屋委員)

この付帯意見とはあまりにも、一見すると違うように見えるというのがありますので、修正したい部分があれば、それは修正した方が良いでしょう。例えば、25ページの(エ)②の一番下には支援体制の構築の検討を行うこととありますが、もう構築を行うことで良いのではないかと思います。これでは先に進まないんじゃないかと思うんですよ。

(事務局)

この強行のモデル事業なんですけれども、成果の検証を今行っていて、実はあり方検討会で今まで入所施設関係の方が中心だったんですけれども、グループホーム関係の方にも委員として入っていただいて、今支援策については検討しているところです。なかなか難しいところなんですけれども、予算等の関係もありますので、文案としては検討を行うことという案にさせていただいたところです。御意見を踏まえて書きぶり等について、相談させていただければと思います。

(大屋委員)

これは管轄の問題もあるかもしれませんが、こればかり言ってしまうと他の委員の方からも怒られるのですが、強度行動障害の方というのは自閉症だけではないかもしれませんが、発達障害の方も多いということを見ると、来年度から始まる発達障害の検討委員会がありますよね？国から集まる。そういうところでも内容を検討するとか。この強度行動障害のある方に対する支援のあり方検討会というの信用してない訳ではないのですが、この内容の経過が一体どうなっているのか、私たちは全く把握していない。この検討会ができる経過は知っています、これは袖ヶ浦福祉センターの強度行動障害のときに、どういふものがあれば地域に移行できるかということ私を座長のときに洗い出して、それを検証するために始まった委員会です。ですが私はその経過は1回も聞いたことがないんですよ。ですから間違っていないと思うんですけれども、この検討会でだけではなくて、他の部分であったり、場合によっては権利擁護の部会とかですね、そういうところで検討していただくということも、県の範囲の中でもいろいろあると思います。なのでこれだけしか書いてないということは、他にもいろいろ関わる部分はあると思うので、固有に近いのはこれしかないということを書いておられると思うのですが、そういうことがわかるような表現を追加していただくとも必要かなと思います。

(事務局)

発達障害者支援法の改正に伴って、都道府県で連携の協議会をつくるという規定が設けられているということです。今年度は開催できなかったのですが、来年度は早々にも協議会を立ち上げて、このモデル事業の成果の検討状況等も含め、ご相談できればというように思っております。そのあたりがわかるような書きぶりをということでございますので、少し検討させていただければと思います。

(三島委員)

先ほど佐藤座長の方から、この見直し進捗管理委員会の意見について、それぞれどうですかという話でしたので、僕はこれで必要十分な結論だと思っています。中間のまとめだと思いますが、その理由は、私は先日利用者の生活や支援実態を見させてもらって、様々な改革があったことにはなっている、実際にみなさんエネルギーを注いだんですが、肝心の利用者のところには全く届いていないなという印象を強くしまして、そういう意味では今回のことも結論は妥当なのではないかと思っています。あとはやはり、ソフトランディ

ングということも含めて、上手な次のステップの踏み出し方というのは大事なのだと思っていますが、ただ、まだ1年ありますので、そこに期待したい部分はあります。

(村山委員)

県の方が書かれた平成28年度の進捗状況と、29年度以降についての23ページ以降のものについて、進捗管理委員会が出した、具体的に利用者の生活を見たものと、全然違うのではないかというところなんです。あまりにも23ページのところと、委員が出した意見との差が大きいので、両方並べてみると、この県が出した方だと毎年それなりに進捗が見られると書いてあるのですけれども、中身はやはり進捗してないんじゃないのということなので、そのあたりを県としてどう考えるかによって、23ページのところも、手直しをしていただきたいと思います。例えば23ページのソフト面の見直しで、利用者本人のニーズ・障害特性にあった個別支援計画の作成等についても取り組んだと書いてあって、施設箇所の減少等による開放性ということも書いてありますけれども、本当にこれは表面的なものでしかないなというのが、実情だと思います。その下に、そうは言っても支援体制が旧来と同じだと書いてありますけれども、そうであればやはり進捗が認められたというようには書いてほしくないと思っています。これだけでもまだ成果は上がってないという風にしてほしいと思っています。あと24ページのマッチング・調整の実施のことですけれども、移行ワーキンググループを開催して、更生園保護者等の他施設を見学したということで、進捗が認められたとするのですか？というのが疑問で、これも結局は円滑に進まない訳ですから、ワーキングチームが開催されても進まなかった訳で、この辺はどう書いたら良いんですかね？というのが疑問ですね。あと、強度行動障害のある方のことも、研修を実施しましたが、それがご本人の生活向上に具体的に変わったか、変わったのであれば変わったことを書くべきだと思います。研修はしたけれども、研修をしたことだけが進捗なのかとか、それがご本人の生活に反映されなければ進捗が認められたとは言えないかと思ったり、25ページの下の方の職員のモチベーションの向上で、いろいろところを見学はしたけれども、ではそれを具体的に更生園の利用者たちのためにどんな風にしたのかというと、それは現実的にはなっていないので、進捗が認められたと言って良いかは疑問です。そしてもう一つ言うと、27ページの方で、監査時の民間人材によるチェックで、進捗管理委員会委員による個別支援計画確認等が実施されたと書いてありますけれども、実施されてここでいろいろ注文を付けたはずだと思うんですけれども、それが全然反映されてないということであれば、それは進捗していない。個別支援計画の確認はしていろいろ意見はもらったけれども、それがまだまだ反映されていないので、それは29年度以降にきちんとやりますとか、そんなことを書いていただきたい。あともう一つなのですが、その下の権利擁護の仕組みの強化で、パーソナルサポーター等外部専門職の派遣は具体的に利用者の生活の向上の役に立っているの、これは良いのですけれども、権利擁護委員会に保護者が参加したり、苦情解決第三者委員と巡回等をしていますけれども、そこで保護者たちがどういう風に思って、皆さんの暮らしの向上のためにどういう意見が出て、それがどういう風に反映されているのかということまでなければ、進捗が認められたとは言えない訳ですよ。ただ見回ってるというだけで外部の人が入っているという、それで終わるのであれば、外の目を入れた意味は全くないので、これで進捗が認めら

れたと書かれるのはやはり違うのではないかと考えています。なのでそのあたりも含めて、少し書き方を再考していただきたいと思っています。

(佐藤座長)

今たくさん言われましたけれども、大丈夫ですか？

(事務局)

ちょっとたくさんなので、県の部分だけ少しお答えさせていただきます。当面の見直しのところなのですが、モニタリング等の評価は事業団のところなので、そのあたりは書きぶりについて検討させていただければと思いますが、ただ、しかしながらと書いている部分で、基本的に付帯意見と同じような趣旨の意見は盛り込んでいるところです。ただ取り組んだ結果が合っているかという部分での評価で、そのあたりは他のところにも係ると思いますので、書きぶりについて検討させていただければと考えております。それから24ページの移行ワーキングチームのところも、先ほどの成果が上がっているかというところについては書きぶりのところを考えさせていただければというように思っております。25ページの強行の支援者研修の実施なのですが、こちらについては、実は県として求められている部分については、強度行動障害のある方を県内で受け入れられる体制を構築することというのは元々の第三者検証委員会の御意見というところで、それに沿って様々な研修を実施していて、特に通称16人研修を重点的に実施させていただいているところです。成果という点で言えば、この成果の報告会を実施させていただいているところでございまして、県立施設というよりは、県内での全体の受け入れ体制の構築というところですので、そういった意味では、ある程度支援の中核的な人材の育成という点では一定の成果が上がっているのではないかと考えておりますので、このあたりでまた御意見を伺いながら、書きぶり等について検討させていただければと思います。それから飛びまして、27ページのところですけれども、監査時の民間人材によるチェックということで、個別支援計画の確認等について、支援チェックの部分についての指摘に加えて、今後その点が反映されているかどうかというところについて加えるべきではないかというご指摘ですけれども、こちらについては新しいご指摘ということで少し反映させられればというように考えております。それからその下の、権利擁護の仕組みのところですが、こちらはどちらかと言えば事業団のところでございますので、ちょっと事業団の方で回答をいただければと思いますが、実際把握している範囲に関して言えば、職員の方との保護者会に出席しての意見交換会とかを行ったりしているということで、フィードバックの場ということではないかと認識しているところです。このあたり、事業団の方から少し補足していただければと思います。

(事業団)

相談支援アドバイザー等々、いろいろ来ていただきまして、お一人ごとの利用者の方々の支援の内容について、助言等いただいているところです。また保護者の皆さま方にも巡回等していただいて、アドバイス等をしていただいたところですけれども、そういった事柄がこの検証委員会等に、情報提供する機会がなかったというのが事実なのだと思います。

そういったところを含めまして、また移行ワーキングや相談支援アドバイザー、あるいは苦情解決の相談員の皆さま方の、様々な意見等につきましては、どういう形で情報提供するか、検討してまいりたいと考えております。

(金子委員)

意見です。資料4の進捗状況の評価案の中で、今お答えがあった中で全部網羅されているのかもしれませんが、事業団さんのところのソフト面の見直しで、下記について進捗が認められるとともに、利用者本人のニーズ・障害特性にあった個別支援計画の作成等についても取り組んだというところで、3つあげられていますよね、モニタリング、施設箇所、開放性なのですが、それとその後しかしながら以下の記載との間が、整合性がないのではないかと受け止められてしまうんです。日中活動や食事、余暇の問題で、この委員会の中での御意見、他の委員さんから伝えられているご報告がたくさんあったと思うのですが、そういうところについて今後、課題として職員さんたちが目標設定をするような表現になっていないので、却って曖昧になってしまっていると思うんですね、23ページの2(1)(ア)の部分ですね。25ページのキャリア形成の仕組みの構築(事業団)、こちらも同様で、要するに利用者さんの暮らしを支える支援という意味では前段部分ですとかなり課題があると言っているながら、この2行、それと今後の方向性については26ページの2行で整理されていますが、事業団さんとしてどんな視点で育成していくのかというところについて、もっと具体的に前半部分であげられた今の課題を含めて表現した方が、職員さんとしても事業団さんとしても目標設定というか、今後の改善目標になり得るように感じました。これは27ページの(2)外部チェックの充実・強化の(ア)権利擁護の仕組みの強化についてもそうです。進捗が認められたということなのですが、やはり先ほどあった23ページのところが課題がある、実現していないということだと、この仕組み自体がもしかしたら適切に機能していないのではないかとということで、そういった課題を踏まえた目標設定をした方がより現実的ではないかと考えました。以上です。

(早坂委員)

私も意見なのですが、進み具合というのは課題によって決して並列ではないと思うんですね。もっとスピード感を持って変わらなければいけないものと、時間がかかってやむなしと判断されるものがあると思うのですが、23ページのソフト面の見直しなんていうのは時間をかけなくても住んでいる人への思いという視点に立てば、何をどうすれば良いかということは結果的に答えが出るもので、答えが出ればやれば良いと私は思うのですが、そんなことに2年もかかるというのが不思議な感じがしてしまうというところがあります。それからその次のハード面の見直しなのですが、29年度もハード面での利用者の障害特性にあった開放的で明るい住環境って、あそこでそんな環境は作れないという議論がたくさん出ていると思うんですね。しかもこの文言は、事業団さんと県のイメージが一致しているのか、誰がこの住まいというイメージを持っていて、どんな絵がかけていてこの文章が出てきているのかなというのは、疑問に思う一文です。次なのですが、強度行動障害の研修ですけれども、報告の方にも研修に参加したという文章が出ていたと思いますが、これはうちの職員も16人のうちの1人で、参加をさせていただいた経緯があ

ります。参加した職員たちは勉強になっておりますし、力も付けています。研修自体は良い研修だと思っています。ただ、その研修を終えて、その職員がスーパーバイザーをできる力が付いているかは、出した職員の経験年数や、これまでの強度行動障害の方との関わりによっても相当に差があるものだと思っています。研修を受けた後に、組織としてその人を使ってどういう強度行動障害の支援体制を構築するのかという、本当の意味でのことが何も見えてこないという感じが毎回しているという感じです。研修を受けたら力が付くとは限らないし、行動障害の方には、どの方にもお一人お一人に特性上の差異がある訳ですから、その差異に合わせた支援体制というのは絶対的に必要なもので、それを進めていくことが支援体制を構築していくという真の意味になるのではないかと思うので、違和感を抱くというところがあります。ただこれは県立施設としてモデル的事業を推進するならば、やはりそこは明確にしなければならないのではないかという感じです。もう一つは、権利擁護のところですけども、権利擁護というのは、これも研修と一緒になのですが、委員会を開いたから権利擁護が守られる訳ではなくて、日常生活をいかにきめ細やかに見ることが権利擁護の入り口だと思うんですね。そこから何についてこの方たちが守られていく必要があるのかということになると思うので、いつも委員会が開催されていますとかということと終わっているような気がしてならなくて、その先を進めていかないと、真の意味での体制ということにはなりにくいのかなというように感じます。意見です。

(佐藤座長)

ありがとうございました。またたくさん出ましたけれども、全部活かして修正するとものすごく時間がかかるかと思うんですけども、今早坂委員の言われたことの中に良い言葉がありましたよね。そのまま使えばよいかと思うのですが、例えば23ページの2(1)で、各委員から共通して違和感があると言われたソフト面の見直しのところの、3つの点の下の「しかしながら」というところで、ここ「旧来と同じような」というところの間に文章を入れて、「そこで暮らしている人の生活を支えるという視点から見直しをしたときには上記3点でもなお不十分な点もあり」みたいな文書を入れてですね、同時に旧来のという文章を続ける言い方をしていくと、文章としてはつながるのかなと感じますね。27ページの権利擁護についても、パーソナルサポーター以外のものは以前からあったものであって、その中で深刻な虐待事件が起きたことに鑑み、これらの委員会の実質化を図ること、そういう文章にすれば良いのかなと思うところでもあります。

たくさんの御意見を頂戴しましたので、全部を今ここで文章化することはなかなか難しいと思いますが、ちょっと事務局の方で整理をしていただいて、各委員にメールで送っていただいて、それを反映していただくというような形にさせていただきたいと思います。

(三島委員)

佐藤座長のお話だと途中で終わってしまったので、少しだけお願いします。

僕も今までの途中の評価を見ると、進捗に関して非常にポジティブな形になっているんですね。だからすごく右肩上がり、このままいくと最終年には進捗は非常に良くなるという話と、進捗管理委員会の中での認識とは非常にずれが出てきてしまう。そういう意味では今年度、平成28年度の進捗状況について、もう少し、懸念があるような点というの

は、シンプルに進捗が認められたという表現ではないようにした方が良いのではないのでしょうか。あまり差があると、県はどこを、進捗委員はどこを見ていたんだという話になると思うんですね。

終わりです、すみませんでした。

(佐藤座長)

今三島委員が言われたとおりかと思しますので、今日の委員会が終わった後も、引き続きこのところの文章表現は、事務局とすり合わせをしながら、確認していけたらと考えております。

## ○三島委員提供資料について説明

〈委員討議〉

(佐藤座長)

三島委員の御意見ということでお聞きした訳ですが、ちょっと難しいところもありました。いわゆる施設の支援のレベルのことから、表がちょっと見にくいですが、記号は外国の事例に基づくものではなくて、三島委員の判断ということですね。外国の基準から見た場合には、現状の袖ヶ浦の状態であったとしても、これは虐待と言われるということですね。日本での虐待とは違いがありますので、今の状態を虐待とは言わないんですけれども、外国の水準から言えば虐待になるという話ですね。こういうご指摘をいただきました。

御意見ということですが、他の委員の皆さんはいかがですか？よろしいですか。

## ○資料5、別冊資料1、2、3-1、3-2について説明 [非公開]

(2) その他

〈委員討議〉

(三島委員)

神奈川県津久井やまゆり園で殺人事件が起きたということですが、非常に袖ヶ浦福祉センターと造りが似ています。コの字型で隔離密室、無期限入所、障害が非常に重い、結果的に利用者を死に至らしめた、しかも元職員だった。非常に似ています。似たものの体質で、対応の仕方だが、神奈川県は当初は再建しようとしていましたが、公聴会で有識者から再建は好ましくない、これからは地域だと言われました。これを受けて、県知事が考えますと言っている。横浜でも地域で受けるという事業者が出てきています。同じ首都圏の中で、千葉県と神奈川県は向かい合っている訳ですが、こうした世の中の流れについて千葉県の課長はどう考えているか、教えていただきたいと思っております。

(事務局)

ご指摘いただいた点について、大変似ているということですが、この事件を受けて、地域に意見を伺うという方向性は袖ヶ浦福祉センターも津久井やまゆり園も一緒だと思います。ただし、歩みのスピードが違うということが今日付帯意見でいただいたところでござ

います。意見を受けて、これからもしっかりと、センターの見直しと地域移行に努めていきたいと考えております。

(三島委員)

地域移行という話ですが、地域展開ということはどうでしょうか。他の施設に送り込んでということですが、そうではなく、地域に展開していくという発想、千葉県が地域で、県立で新しいモデルを作るということ。地域に展開するという発想はありますでしょうか。

(事務局)

事件当初の議論では、自主事業を展開しすぎてガバナンスが十分に働かなかったと意見もありました。ただし、深刻な虐待事件が起きるということはなくなりつつあるということで、今回の指定管理者の指定においては、地域に展開するグループホームを整備していくという提案設けるつもりでおります。今後、こういった地域への展開があれば支援を行いたいと思います。

(三島委員)

地域展開の方へ県も注力していくということによろしいでしょうか。グループホームでも健康状態が悪い方であれば、アメリカでは、看護婦さんが常駐している等のレベルごとの特別な支援があります。強度行動障害であれば専門的な方が常駐しているものもあれば、時々相談に乗るといった形態もあります。今の制度の下では、一般の民間事業者はこのようなことができないが、県は予算をつぎ込んでそのような事業者を育成していくということはどうでしょうか。

(事務局)

医療的ケアの部分ではかつてケアホームというものがありましたが、それが該当すると思われる。医療的ケアが充実したグループホームに関しては国が加算を設けているので、平成30年度に更新等見直しがあるので、そういった制度を見据えながら県でこういった施策ができるか考えていきたいと思っております。

(三島委員)

わかりました。今までは地域に出ていく場合に、今までであればコロニーで抱えこんで、お金を使い、専門家が指示するという枠組みでしたが、今後は、地域に出ていく、ただそれは民間事業者がすぐできないので、強度行動障害にあったサポートをする予算を付ける、病弱な方にはそれに見合った予算をつける等、様々なメニューを県が独自に作っていくということによろしいでしょうか。

(事務局)

県独自のメニューというのは、国の制度をみてからになります。国の制度を見ながら、検討していきたいと思っております。県内サービス必要数については、県の障害者計画の見直しが来年度あるのでその中で議論し検討していきたいと考えています。

(三島委員)

国の中で整備されてきたが、袖ヶ浦福祉センターは利用者を亡くしてしまったという負い目があります。長い間ものすごいお金を使っていた割には、虐待が常態化していたという反省があるので、地域にお金をかけていくという方向性を持たないと駄目ではないでしょうか。

(事務局)

もちろん地域にということはいくらでも家賃補助等で行ってきたところですが、足りない部分もあると認識しているので、これから取り組んでいきたいと思っています。

(村山委員)

三島委員の意見に補足ですが、もともと袖ヶ浦福祉センターに支援が困難な方を地域から送り出してきたという、地域の責任もあるというのは検証委員会の段階から共通意識があったと思います。そういう意味で、次の障害者計画の中に袖ヶ浦福祉センターの県立の2つの施設を今後どうしていくのか、地域で受け皿をどうつくるのか項目を設けて次期障害者計画の中で考えてほしいと思います。袖ヶ浦福祉センターの方々をモデル的に考えて、地域のどこでも暮らせるようになれば、他のすべての障害のある方にとって良い方向性を示すことになると思います。そういう意味で、項目を立てて考えるということを是非してほしいです。

(事務局)

今の第5次計画の中で、県立施設のあり方について方向をもって検討しているところです。引き続き課題であるという認識でありまして、地域で障害のある方が暮らすというのは計画の大きなテーマの一つです。これについて、施策をどう実施していくかは4月以降の総合支援協議会等の議論の中で検討していきたいと思っています。

## ○資料6について説明

〈委員討議〉

(佐藤座長)

なお、これは平成29年度ということで書かれていますが、進捗管理委員会の任期は平成30年8月でよろしいでしょうか。

(事務局)

平成29年8月末であります。社会福祉審議会の任期と同じです。

(事務局)

補足ですが、任期は社会福祉審議会に合わせて平成29年8月末になっていますが、見直し期間が半年残っており、その後、総括評価もあるので、こういった形で進捗管理委員会を続けていくのかについて、社会福祉審議会を所管している政策課と調整しているところですので、また委員会の皆さんにご相談できればと思っております。

## 第12回見直し進捗管理委員会（平成29年3月21日）

### その他の意見概要

※ 個人情報や確定前の情報を含む内容は非公開で審議しているが、支障の無い範囲で意見の概要を公表してほしいという委員の御意見をうけて、非公開で審議した部分の意見の概要を公表するもの

テーマ	意見
特になし	—